

---

○副議長（瘡師富士夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

種部恭子君。

〔9番種部恭子君登壇〕

○9番（種部恭子君）自由民主党議員会の種部でございます。

今日は3月3日、おひな祭りの日であります。女の子の日なので、私にぴったりの日に質問の機会をいただきまして、諸先輩方にも感謝を申し上げます。ありがとうございます。

通告に従いまして、以下質問に入ります。

まず、女性が働きたいプラス産みたいと思える社会の実現に向けて4問御質問させていただきます。

まずは、多胎を持つ親への支援について伺います。

パーキングパーミット——ゆずりあいパーキング利用証制度は、妊産婦及び産後1年までの方を利用対象としています。子供が1歳になった後は、単胎であれば、1人用のベビーカーであれば通常の駐車スペースに広げても子供を移すことはできますけれども、多胎の場合、双子以上の場合にはベビーカーが大きいので、通常のスペースにはベビーカーを広げることができません。

そうなりますと、車の前方または車の後方にベビーカーを広げて、1人乗せた後に、改めてベビーカーを離れて、もう一度1人連れて帰って乗せなくてはいけないということになります。そうしますと、児を1人乗せたままベビーカーを放置する時間ができてしまい、目を離すことになります。

子供の死因のトップは事故であります。消費者庁の注意喚起や、あるいは日本小児科学会が I n j u r y A l e r t という製品の

不具合などについて報告する制度がありますが、これによりますと、目を離している間にベビーカーから児が転落する、あるいはベビーカーが転倒することによって頭部外傷を受けるもの、あるいは折り畳み式のベビーカーで子供が指を挟んで切断したという事故の報告がございます。

多胎児については、パーキングパーミット制度の利用期間を1歳ではなく、ベビーカーへの移乗が不要になると見込まれる3歳までに延長すべきではないでしょうか。子供ファーストの新田知事に御所見を伺います。

次に、病児保育の広域化とウェブ予約について、11月の定例会を含めて何度かお伺いをいたしました。次年度、病児保育をポチるための予算を計上していただきました。担当課の皆様には感謝を申し上げます。

次の課題は、その利用率を向上させることであります。

病児保育は、プロである看護師などが専門的なケアを行うという点で、子供にとっても非常にいいことでもあります。しかし、後ろめたさとか、あるいは病気なのにかわいそうという偏見から、利用をちゅうちょする親がいるというのも事実であります。また、保育料2,000円の負担というのは大きい支出であります。

新年度、予算計上されています伴走型相談支援に併せて、子育て支援ポイントは、これまでの子育て応援券に代わるものというふうに伺っておりますが、病児保育でも当然今まで通り使える制度になるというふうに考えていますけれども、ウェブ予約システムを導入するということを促進する意味も含めて、子育て支援ポイントを使って、ウェブ予約システムで病児保育をポチった場合に、プレミア

ムポイントをつけるとか、あるいは差し引くポイントを少なくするなどのインセンティブが働くようにしてはいかがでしょうか。有賀厚生部長にお伺いいたします。

次に、男性の育休取得について伺います。

男性の育休取得は、仕事の上でも労働生産性を上げるためのマルチタスク、こういうスキルを身につけるためのブートキャンプと同じであります。

次年度、男性の育休取得者及びその事業主に5万円の補助が検討されておりますが、育児参画のスタートアップとしては大きく評価をいたします。しかし、男性が僅か数日の育休を取得しても、いわゆるイクメンもどきというやつができます。これは、ママがいると、うんち、おむつを見るとママを呼ぶという人たちです。加えて、今忙しいんだとか、手伝おうかとか言おうものなら、余計ママが怒るわけでありまして、仲が悪くなると2人目の子供ができない、こういう仕組みになっております。

ですから、イクメンもどきをつくらないように、女性の産休・育休と重ならない時期に男性が育休を取得したり、あるいはヒーローコールの導入、これも前にも質問させていただきましたが、例えば、もうすぐ2人目のお子さんがお生まれになる三牧局長には、お子さんの保育園からの呼出し電話に、富山県庁の代表電話431-4111を登録していただきまして、お子さんがお熱を出された場合は全館放送で三牧局長を呼び出していただいて、みんなで拍手ということやったら、事業主である新田知事に5万円あげると、こういうような仕組みにしなければ風土が変わりません。

ですから、男性が主体的に育児を担う風土をつくるために、そう

いう取組をしているかどうかということ補助金の交付の条件にするということで、インストールを図ってほしいと思います。知事政策局長に御所見を伺います。

次に、エッセンシャルワーカーである理学療法士の育休についてお伺いたします。

理学療法士は配置が少なく余剰人員がないことが多く、休業者が出ると診療報酬の算定上必要な配置数が欠如しますので、加算が取れなくなります。このリハビリの加算とは非常に大きいものでありまして、医業収益には大きな影響があります。これが下がるということになりますと、男女問わず、育休を取ることが迷惑なものという扱いを受けやすくて、アンコンシャス・バイアスを生むことになります。

そこで、育休取得者の代替となる理学療法士を確保するか、配置に余裕のある施設から派遣できる体制を取った場合にその派遣元に対して補助を出すなどして、BCPとして代替要員を確保するという必要があるかと思いますが、理学療法士の育休取得にどのように取り組むのか有賀厚生部長にお伺いし、1つ目の質問を終わります。

○副議長（瘡師富士夫君）新田知事。

〔知事新田八朗君登壇〕

○知事（新田八朗君）種部恭子議員の御質問にお答えします。

富山県ゆずりあいパーキングについての御質問にお答えします。

本県では、令和2年の4月から富山県ゆずりあいパーキング利用証制度を実施しておりまして、妊産婦あるいは歩行が困難な障害者や高齢者などが、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるよう県から利用証を交付し、同制度の協力駐車区画を利用する際には車内

に利用証を提示いただいています。

これまでの利用証の交付状況は、昨年12月末現在で1万5,390人で、そのうち母子健康手帳を取得してから産後1年までの妊産婦5,595人——これは36.4%に当たります、これだけの方々に交付しております。

今般、多胎児を養育する保護者の方から、現行1年の利用期間を延長してほしい旨の要望が県に寄せられました。このため県では、県内市町村へアンケート調査を実施したところ、延長についておおむね市町村の賛同も得られました。なお、全国で同制度を導入済みの41府県のうち6県が、多胎児の養育者に対する利用期間の延長を実施または実施予定としています。

また、利用期間については、消費者庁の事故防止ハンドブックでは、おおむね3歳児までのベビーカーからの転落・転倒事故リスクが高いとされておりまして、さらに、市町村のアンケートでも産後3年までとする回答が最も多くなっています。

こうしたことから、県として、議員御提案のとおり子育て支援の観点からも、本年4月から、多胎児を養育中の方の利用証の利用期間を産後1年から3年まで延長することとします。今後、同制度の実施要綱の改正を行い、市町村はじめ施設管理者に対して積極的に周知を図ってまいります。

もちろん、このように制度で担保していくことは大切なんですけれども、理想としましてはベビーファーストの精神で、社会全体で子育て家庭を応援していく、そういう機運が大切だというふうにも思っています。

1回目、私から以上です。

○副議長（瘡師富士夫君）有賀厚生部長。

〔厚生部長有賀玲子君登壇〕

○厚生部長（有賀玲子君）私からは2つお答えさせていただきます。

まず、病児・病後児保育のウェブ予約の件と子育て支援ポイント利用に関することでございます。

病児保育施設は、仕事と家庭の両立に加え、社会機能の維持の観点からも、重要な施設でございます。

県では、昨年度から、施設の基本情報と空き状況を一元的に確認できるホームページを運用しておりますが、さらなる利便性の向上や施設の効率的運営に資するよう、新たに、施設がインターネットでの予約受付のためのシステムを導入する際の支援を行うこととし、新年度予算に盛り込んだところでございます。

昨年11月に開催した病児保育の研修会において、予約システムの紹介や、実際に導入した施設における効果などの先進例について情報共有したところでありまして、今後、補助制度を活用したウェブ予約システムの導入について、市町村を通じて事業者には働きかけていきたいというふうに考えております。

また、病児・病後児保育だけでなく、産後ヘルパー派遣や一時保育など、利用をためらいやすいと言われる子育て支援サービスの利用促進には、新年度予算案に計上している子育て支援ポイント制度への、議員御提案のインセンティブ導入というものも手法の一つかとは考えられますが、導入のために費用等もかかりますので、こういった面も含めて考慮する必要はあるかとは思っております。

まず、市町村と、サービス利用の促進につながる制度の運用方法について、話し合っていきたいというふうに考えております。

続きまして、理学療法士の育休取得支援についてでございます。

富山県医療勤務環境改善支援センターでは、これまで県医師会や県社会保険労務士会の協力も得て、仕事と子育て、育児が両立できる雇用環境の整備について研修会を開催したり、相談窓口を設置するなど、医療従事者が健康で安心して働くことができる職場環境の整備に努めてきております。

厚生労働省の理学療法士・作業療法士需給分科会での議論によると、理学療法士の供給数は需要数を上回っており、今後もこの傾向が続くものと想定はされています。本県においても同様の傾向でありまして、代替要員は潜在的には確保されているところだというふうには考えています。

一方で、各医療現場においては、多種多様な医療スタッフが高い専門性を生かしたチーム医療を推進することや、施設基準を満たす必要があることなどから、育休の代替要員をスムーズに確保することが求められているというふうに認識しております。

このため、まずは現場の実情やニーズを把握した上で、どういった方策が必要なのか、県理学療法士会などの関係者の御意見をお聞きしていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○副議長（瘡師富士夫君）三牧知事政策局長。

〔知事政策局長三牧純一郎君登壇〕

○知事政策局長（三牧純一郎君）私からは、男性の育休取得についての御質問にお答えさせていただきます。

本県の男性育休取得率は、全国平均より低い状況でございます。また、男性育休につきましては、私の、自分の個人的な経験も踏ま

えてですけれども、少子化の一因でもある女性の家事・育児の負担感への解消や産後鬱防止に加え、男性の今後の育児参画への意識変革をもたらすことから非常に重要であり、促進する必要があると認識しております。

昨年度実施した調査におきまして、やはり男性の育休取得の課題としては、代替要員の確保が困難であったり、男性自身に育休を取得する意識がなかったり、また、企業側としては前例がないと、そういった回答が多かったことから、育休を取得した男性とその事業主にそれぞれ5万円を補助する制度を、9月補正に続きまして当初予算案にも計上させていただいております。

本制度により、育休取得による収入減少の不安の軽減や男性自身の取得意識の向上を図るとともに、各企業において、男性の育休取得に向けた環境整備の促進や前例づくりにつなげたいと考えております。9月補正につきましては、今、2月末で39社、58人に交付決定をさせていただいております。

補助金の具体的な条件といたしましては、中小企業では連続5日以上、大企業では14日以上の子育休を取得し、職場復帰していること、また、イクボス企業同盟とやま、元気とやま！子育て応援企業、とやま女性活躍企業のいずれかの登録等がなされていることとしたいと考えております。

県といたしましては、私の個人的経験からですが、やはりパパとママの育児のスキルの差がつくと、どうしてもお母さんを頼ってしまうところもあるので、男性も出産直後から育休を取得し、夫婦そろってまずは子育てに携わってほしいという思いはあるんですけれども、今後、制度が変わりまして、育休を分割で取れるという



制度になっていきますので、女性と時期をずらして取得することのメリットや、1日の中でも役割分担をすると、そうしたメリットをしっかりと周知していきたいと考えております。

また、ヒーローコールにつきましては、具体的な実施の確認がちょっと難しいというところから、補助金の条件にするのは非常に難しいかなと考えてはいるんですけども、男性が主体的に育児を担う風土醸成にも効果的であると考えていることから、イクボス宣言のよりよい例としてヒーローコールの推進を盛り込み、周知することを検討したいと考えております。

我々、女性活躍推進戦略の中で、80%、男性の育児休業取得という目標を掲げておりますけど、数字を追うことに加えてその中身、男性が主体的、継続的に育児に関わるよう、しっかりとその点も踏まえて検討したいと考えております。

○副議長（瘡師富士夫君）種部恭子君。

〔9番種部恭子君登壇〕

○9番（種部恭子君）2つ目は、DV、虐待、貧困など困難を抱える女性と子供の支援について5問伺います。

昨年、横田副知事には、家出した少女から直接話を聞いていただいたり、認可外の夜間保育の現場に足を運んで、夜の街や風俗で働く女性とその子供たちの現状を聞いていただきました。虐待などから逃げて家出をした若い女性の居場所がなく、泊めてくれる場所をパパ活で見つけている。そして暴力の被害に遭うというケースは、今も後を絶ちません。

このような若年女性は、携帯使用の制約などにより見相や女相での一時保護が難しく、また、本県には婦人保護施設や女の子のため

の自立支援施設がないことから、民間団体による保護は必須であります。

次年度いよいよ、困難女性支援法に基づいて、富山県も基本計画策定の予算が盛り込まれております。計画には民間団体を入れることということが、法で示されているものでありますけれども、民間団体は、そもそも財政基盤が非常に脆弱でありまして、支援員の給与は最低賃金レベルであります。そして、担い手が不足しているということから当然寄附金を集める余裕もなく、僅かな補助金に頼っているというのが実情でないかと思えます。

基本計画の実行には民間団体の存続が必要であり、県が貧困対策として、クラファンとかあるいはCSRを使って寄附金集めを行って、代わりにSDGsのゴール1、なかなか、達成が難しい分野でありますけれど、ゴール1の貧困撲滅、この達成に貢献したという認証をするなどインセンティブを与えて、寄附金を財源として民間団体の財政支援を行ってはどうかと思えます。新田知事に御所見を伺います。

次に、DV対策について伺います。

DVだと気づいても、逃げるできない被害者が多いことから、保護命令の対象となる暴力の範囲を拡大するために、現在、国会でDV法が改正法として提出されて審議中であります。

本県の調査でも、DV被害者の4割が、別れることを希望しているのに別れられないという結果であります。

先日、中学生の男の子を持つDV被害者が、男の子を連れて逃げる場合には一時保護所に入ることはできないと、逃げることを諦めていたケースがありました。中学生以上の男子でも、親子一緒に一

時保護が可能であるということが、当事者にも関係機関にも周知されてないのではないかと思います。そして、逃げた後にどうなってしまいうndらろうという生活の見通しが見つからないということが、入口支援にすら結びついていない理由ではないかと思います。

相談や逃げることをちゅうちょする要因を取り除くために、一時保護所利用の実際の方法、避難後の生活、子供の学校、住居、そして生活資金や仕事、これらの見通しがつくように、出口支援の具体メニューを、分かりやすく県民に効果的に周知する必要があると思います。どのように取り組むのか有賀厚生部長にお伺いいたします。

次に、子供の心を診る医療と福祉について伺います。

児童養護施設等で生活している子供たちは、その多くが被虐待児であり、ただ生活の世話をしてもらっただけではなくて、脳の傷を治すべきだと何度も問うてきました。そしてこのたび、児童心理治療施設の新設には県民からも大きな期待が寄せられており、これから実際、中身をインストールするというのが正念場ではないかと思っています。

他県では、児童相談所の一時保護中に子供が自殺をしたケースがありました。非常に優れた児相だったので、大変私たちもショックでした。自傷、他害のリスクを避ける目的で、児童心理治療施設に併設、または県リハのこども支援センターに精神科の入院病床を確保するか、場合によっては措置入院が可能な病床をどこかに確保するなど、後方支援が必要だと考えます。

一方で、精神科病床の増床については、医療計画の5疾患5事業で、精神科の分野については、病床削減が基本ということになっておりまして、増床は厳しいというふうに思います。

児童心理治療施設の基本設計を実施するに当たり、児童福祉の枠組みだけで検討するのではなく、精神科病床の必要性や既存の精神科または小児医療との連携など、医療との連携を強めるべきだと思います。

小児医療等提供体制検討会ワーキンググループなどで、医療の枠組みとどう協働していくのか、協働して検討するべきではないかと思います。有賀厚生部長に御所見を伺います。

次に、子供の貧困について伺います。

県が今年度実施した、「こどもの生活状況調査」では、生活が苦しい、大変苦しいと答えたひとり親世帯の割合は、全体の2倍近くあったということでありました。食べ物が買えなかった経験を持つひとり親家庭の子供は約20%、5人に1人です。ひとり親家庭の経済的困窮が明らかになった、その主な要因というのは賃金格差、そして精神疾患による就業困難、そして養育費の不払いであります。

県ひとり親家庭等自立促進計画では、養育費取得の情報提供と機運醸成に努めると書かれておりますが、情報提供や機運醸成では効果がないということが今回の調査で分かったということだと私は理解しております。実効性のある対策を求めたいと思います。

特に、DVがあつて高葛藤の場合には、養育費の支払いが面会交流の対価や支配の継続の原因になることがあり、シングルのママにとっては大変な恐怖でしかないと聞いています。

養育費取得は大変難しい状況にある中で、できればこの代理徴収を行政が行う、いわゆる立替払い制度または取立て制度を検討すべきではないでしょうか。有賀厚生部長に御所見をお伺いいたします。

次に、県ひとり親家庭等自立促進計画では、面会交流支援にも取り組むとしていますが、これもDVがあるケースにおいては、あるいは離婚成立前のケースは県が行う支援の対象と認められず、使いにくいと聞いています。DVがある場合は、もともと面会交流を課すべきではないと思いますが、本人にDVの自覚がなかったり、調停や裁判でDVがあるのに面会交流を求められてしまう、そのようなケースこそ面会交流の支援が必要ではないかと思います。また、離婚成立には長い時間がかかりますので、離婚成立前こそ支援を利用できるようにすべきと考えます。

また、今年度実施された「こどもの生活状況調査」では、面会交流の支援の窓口になっているはずの母子家庭等就業・自立支援センター、この利用がしにくいと答えている割合が1割ありました。

面会交流支援にどのように取り組んでいくのか、現在の支援対象及び利用実績、また、窓口となる母子家庭等就業・自立支援センターがなぜ利用しにくいのか、この理由と併せて有賀厚生部長にお伺いして2つ目の質問を終わります。

○副議長（瘡師富士夫君）新田知事。

〔知事新田八朗君登壇〕

○知事（新田八朗君）困難を抱える女性への支援を行う民間団体への支援についての御質問にお答えをします。

令和6年4月施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に明記されているとおり、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、民間団体と協働して支援を行うことがますます重要になると考えます。

本県では、現在、困難な問題を抱える女性に対して、県女性相談

センターが、相談対応や安全確保の一時保護、退所後の生活再建に向けた支援などに取り組んでいます。

また、民間団体の柔軟性のある支援や蓄積された知見、豊富な経験は大変重要であることから、昨年度より、居場所の提供やカウンセリング、同伴児童への支援などを行うNPO法人に対して助成を行い、民間団体と協働した支援を行っているところです。

今月策定される国基本方針の現行案では、国及び地方公共団体は、支援を行う民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するための支援などを検討し、実施するよう努めるとされておりまして、来年度、本県の基本計画を策定するために設置する検討委員会でも、こうした内容を含めて基本方針に即して協議してまいります。

議員御提案の寄附企業との官民連携事業は、SDGsやCSRに取り組む企業側のメリットもあることから、今後こうした女性への支援を行う民間団体への助成事業に対しても、企業などの寄附金を活用できないか前向きに検討してまいります。

私から以上です。

○副議長（瘡師富士夫君）有賀厚生部長。

〔厚生部長有賀玲子君登壇〕

○厚生部長（有賀玲子君）私からは4点お答えさせていただきます。

まずは、DV被害者の出口支援についてでございます。

現在、DV被害女性から相談があった場合、県女性相談センターが相談に応じるほか、必要に応じ安全確保のために一時保護を行っております。相談時は精神的に不安定な場合も多く、緊張を和らげ安心してもらうことに重点を置きつつ、生活支援や心理的ケア、就職活動支援、退所後の生活再建に向けた支援について説明をしてお

ります。

県としては、DV被害に悩まれる方に、ためらうことなく相談していただくことが重要であると考えており、来年度は、相談窓口と併せて、子供を伴う避難や生活再建に向けた支援など出口支援の内容の具体についても、チラシやホームページなども活用して、こういったものに掲載するなど周知を図っていきたいというふうに考えております。

次に、児童心理治療施設の後方支援の必要性や医療との連携についてでございます。

富山県児童相談所等機能強化基本計画案では、児童心理治療施設に入所する子供の状態像について、まず、虐待を受けている子供で心理治療が必要とされる子供、発達障害そのものの治療ではなく、発達障害や被虐待経験などを背景とする不適応症状など二次障害の治療や支援が必要とされる子供、強い対人不安などから生じる家庭内暴力や不登校、ひきこもりなど二次的な問題を抱えている子供、こういったものを想定しております。

御指摘のとおり、こうした子供の中には入院による治療が必要となる場合も想定されます。このため開設に当たっては、入院機能を有する県内医療機関や児童相談所の嘱託医とも協議し、医療による後方支援体制の確保に努めてまいります。

一方で、令和3年度の小児医療等提供体制検討会最終取りまとめでは、児童精神科医等の育成状況を踏まえ、小児入院治療体制について、長期的な課題として引き続き検討することとされています。後方支援など児童心理治療施設への医療支援の強化についても、専門医の育成状況などを踏まえて検討してまいります。

次に、養育費の代理徴収についてでございます。

本県の養育費の取決め及び受給状況については、平成30年度に実施した調査では、全国と比較し高いものの、取決めをしているのは、母子家庭で6割——全国は4割です。父子家庭で3割——これは全国で2割。調査時点で受給しているのは、母子家庭で4割——これは全国で2.5割になりますが、父子家庭は1割未満——全国で0.3割でございます。

県では、DVなど父母間での話し合いが難しく、養育費の確保ができていない場合もあることから、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による養育費取得のための取決めや、支払いの履行、強制執行に関する法律相談を実施しております。

他県では、養育費に関する公正証書等の作成支援や養育費に係る保証契約における保証料への支援などを行っているところもあるというふうに聞いています。

現在の養育費の取決めや受給状況については、来年度、ひとり親家庭を対象とする実態調査において把握したいと考えており、また、他県の支援状況の調査も行った上で、養育費の取決めや履行確保に関する支援の必要性について検討してまいります。

次に、面会交流支援に関してでございます。

面会交流支援の対象については、面会交流を安全かつ円滑に実施するために、暴力行為、子供の連れ去りなどのおそれがない、父母間で面会交流の取決めが行われ、かつ支援を受けることを合意しているなど、一定の要件を設けております。

これまでに、支援制度の利用について相談はあるものの、暴力のおそれがないとは言えない、離婚前で取決めがなされていないとい



う理由などから、支援制度の利用にまでは至っておりません。

相談を受ける中で、取決め前の場合は、県の母子家庭等就業・自立支援センターの弁護士による法律相談を利用いただき、双方が話し合えないなど取決めができていない、面会交流そのものも不安な場合には、家庭裁判所の行う面会交流調停等を紹介しております。

現在は、他機関を紹介後の状況までは把握できていないんですけれども、これについては、ここも含めてしっかりフォローしていく必要があるというふうに考えております。

また、母子家庭等就業・自立支援センターが利用しにくいという御意見やその理由については、来年度、県のひとり親家庭を対象とする実態調査の調査項目に加えていきます。

いずれにしても、ひとり親が抱える困難な課題は複雑に重なり合っていることが多く、必要なときに必要な支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センターをはじめ相談支援体制を整えてまいります。

私からは以上です。

○副議長（瘡師富士夫君）種部恭子君。

〔9番種部恭子君登壇〕

○9番（種部恭子君）3つ目の質問は、少子化対策についてであります。

今回の議会も、たくさんの方から少子化対策の質問が挙げられておりました。それほど非常に深刻な状況にあると思いますが、今の現状をしっかりと把握して、かなり前のめりの政策を打たない限りは子供は増えないだろうと思っております。

少子化対策について4問、御質問させていただきます。

この春、東京での就職を決めた県内大学出身の女子大学生に話を聞きました。複数の県内と県外の企業の面接に挑んだそうですが、県外企業では、ロールモデルとなるような女性管理職が採用の面接担当をしていた。そこには自己実現のルールがあると感じたそうです。一方、県内企業においては、採用担当者の言葉の端々にアンコンシャス・バイアスがあって、女性の管理職比率が上がらない企業風土をまともに感じて、ここにはルールがないと思ったということで、県外での就職を決めたと言っておりました。

人事の権限を持ち採用を担当する管理職にこそ、近未来のロールモデルとなる若い女性を抜てきするという形で、管理職に女性を配置する、特に若い人を配置するということは、アンコンシャス・バイアスの解消にも、そして若い女性の県外流出を防ぐためにも有効と考えます。企業の顔である採用、人事の管理職に若い女性を起用した場合に、女性活躍のファーストペンギン事業——今年計上されておりますが、その補助金や調達などで優遇を行ってはいかがでしょうか。次年度事業にはアンコンシャス・バイアス解消アクションが計画されておりますが、その実施内容と併せて横田副知事にお伺いいたします。

ジャガイモの皮をむいて、切ってゆでて、キュウリの塩もみを作って、マヨネーズであえるとポテトサラダになります。これには15分かかります。富山県のお母さんたちは、夜は夫や子供の帰りを待ち、部活で汚れた体操服を洗うために洗濯機を回して、家に持ち帰った仕事を片付けて、最も遅くまで起きているのに、朝は誰よりも早く起きて、朝練に出かける子供の弁当を作っています。野球部に行くと最悪、おにぎり10個の世界であります。

OECDヘルスデータによりますと、日本の女性の睡眠時間は先進国で最短。協会けんぽの調査では、富山県の女性が47都道府県中、最も睡眠時間が短いということでありまして、富山の女性は世界一睡眠時間が短いということになります。これは、アンペイドワークの負担が多いということが示されているわけでありまして。

一方、お母さんとしては、子供に手作りのお弁当を作ってあげたいという思いもあります。そして手作りでないと、ポテトサラダぐらい自分で作れという面倒なことを言う人も世の中にはいます。母親のくせにという、このアンコンシャス・バイアスをなくさなければ、女性の睡眠時間は増えないと思います。

女性の睡眠時間をあと15分延ばすためには、夕食を作らずに済み、翌日の子供のお弁当に詰めることに罪悪感がなく、そして食育にもつながる質の高いお総菜を、スーパーや駅、保育所、学童、女性が多い職場の医療や福祉関係施設などで売るという具合に、お総菜の質と種類とアクセスを充実させるお総菜プロジェクトを展開していただけたら、女性の負担が減るのではないかと思います。横田副知事にお伺いいたします。

生活習慣病、先天異常の一部は、胎児のさらに前、精子と卵子の段階での親の生活習慣と関連することが分かっています。健康寿命の延伸として、妊娠前の精子、卵子の段階での介入、いわゆるプレコンセプションケアのコストベネフィットは非常に高いと思います。

次年度事業には、プレ妊活健診スタートアップ事業、初めてのプレコンセプションケアへの取組を盛り込んでいただきましたことに、大変感謝したいと思います。私は国の第5次男女共同参画基本計画の策定委員でしたが、このプレコンセプションケアを、実際地方で

インストールできるか非常に不安がありましたので、本当にこの事業を取り入れていただいたことには感謝をしたいと思います。

しかし、若い世代では婚姻期間よりも妊娠期間が長い、いわゆるでき婚カップルの方が多いということから、法律婚、事実婚のみならず、避妊をしていない未婚のカップル全てに対象を広げて、次の世代を健やかに産むための葉酸の補充やワクチンの接種、そんなような健康政策を開始する、そういう機会としてはどうかと思います。有賀厚生部長に所見をお伺いいたします。

任期最後の質問は、三牧知事政策局長に、恋愛についてお伺いしたいと思います。

国及び県の意識調査では、結婚しない理由は、適当な相手に出会わないというのが1位ではあります。これは、出会わないということより、私は、適当な相手がいないということが一番問題ではないかと思っています。これを解決しなければ少子化は解決しません。

県の意識調査では、恋愛の仕方が分からないという男性が30%強、結婚したとしてもパートナーとうまくいかなくなるのではないかということをおそれている男性が57%と非常に多く、恋愛も結婚も失敗をおそれているという様子が見取れます。何回失敗したっていいじゃないですか、私は思うんですけど。

私は学校に性教育にも行っているんですけど、最近、授業の際に受ける質問の中に、「2次元と結婚できますか」とか「恋愛ってコスパ悪」という、こういう質問が来ます。恋愛が非常に高級品になっていて、難しいものになってしまっているというのが現代の子供たちの中にあるわけでありまして。そうなりますと、結婚をちゅうちよするじゃなくて、恋愛をちゅうちよしている理由を探る必要が

あると思います。

交際相手に求めるものというのは、昭和の時代は「3高」でした。高学歴、高収入、針山さんのような高身長です。ですが、今や求められているものは「3高」ではなくて「3低」であります。低リスク、低コスト、低姿勢です。今や、男女の文化圏がこれだけ広がって恋愛自体が難しくなっているのであれば、カップル形成が難しいという、恋愛事情に目を向けない限りは、少子化も未婚化も止めることはできないと思います。

中高生などもっと若い世代を対象に、恋愛がなぜリスクなのかということを考える、そういう理由を探り、政策の基礎とする意識調査が必要ではないでしょうか。

次年度計画されている結婚と出産に関する意識調査の対象と年齢及び調査の方向性はどのようなものか、三牧知事政策局長に恋愛に希望が持てる答弁を期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（瘡師富士夫君）横田副知事。

〔副知事横田美香君登壇〕

○副知事（横田美香君）私からは2問お答えいたします。

まず、アンコンシャス・バイアスの解消についてでございます。

企業におけるアンコンシャス・バイアスを解消するためには、まず、何がバイアスかをちゃんと発見して特定すること、そして、その解消を補助金や調達などのインセンティブで企業に促すことが必要かと思っております。

女性活躍「ファーストペンギン企業」パイロット事業においては、女性活躍に資する先駆的な取組への補助を実施しているほか、県主

催の就職説明会などへの優先参加や、公募型プロポーザルの審査で一部加点されるなどの優遇措置のありますとやま女性活躍企業は、女性活躍推進の具体的な取組を行うことが認定要件の一つとなっています。例えば、面接担当者や採用権限者に女性を配置する取組を行っているのと、これもその一つでございまして、それを実施している企業もございまして、こうした取組につきましては、ほかの企業にも紹介をして横展開を進めることとしたいと思っております。

来年度は、県外に出た女性に県内企業情報を届けまして、県内への就職にもつなげていく事業をやることにしておりますので、その中でもこういった点については考えていきたいと思っております。

また、来年度は、アンコンシャス・バイアスの具体例とその解決に向けたアクションを広く募集します、アンコンシャス・バイアス解消アクションを実施いたします。学生や若い世代にも参加を促すことで、採用時も含めまして解決すべきバイアスを幅広く把握し、その解消を企業に促していくことで、男性も女性も働きやすく、生活しやすく、活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、女性の家事負担軽減のために総菜を充実させる事業を展開してはどうかということでございます。

本県の女性の家事時間は全国平均を上回っておりまして、また、睡眠で休養が十分に取れていないと回答した割合は全国ワースト1位ということで、母親はこうあるべきという価値観の押しつけや性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスが、女性の生きづらさや地域からの流出、少子化を招いた面があることも認識する必要があります。

アンコンシャス・バイアスの克服には、家事、育児を男性も含め

て家族全員でチームで行い、地域の協力、外部サービスなども活用することを当たり前にしていくこと、そして、人に生きづらさを感じさせる言動に気づき、なぜそのような発言がなされるかも認識することで、社会としてコミュニケーションスキルを向上させていくことが必要と考えます。

その上で、毎日の食事につきましては、総菜、中食をうまく取り入れながらバランスの取れた食事にする工夫を行っていくということは有効でありまして、現にスーパーやコンビニなどの小売店では、健康に配慮した総菜なども多く提供されており、総菜購入額は富山県は全国でトップレベルとなっております。

御指摘の点は、手作りしなければならないという人々の認識と、食として何を選ぶかの問題が大きいと考えます。食事を用意するスキルは、男性も女性も子供たちも必須のこととございます。アンコンシャス・バイアスの解消のための行動に、こうした点についても加えていくということをしていきたいと思っておりますし、手作りだけでなく総菜なども入れた食事を、6月の食育推進全国大会も含めて食育活動で取り上げて進めていきたいと考えています。

総菜へのアクセスの問題につきましては、もう少しよく調べて考えてみたいと思っております。

以上です。

○副議長（瘧師富士夫君）有賀厚生部長。

〔厚生部長有賀玲子君登壇〕

○厚生部長（有賀玲子君）プレ妊活健診スタートアップ事業の対象についてお答えいたします。

カップルが将来のライフプランを考え、将来の妊娠のための健康

管理や、次世代を担う子供の健康につながるプレコンセプションケアの推進が重要であることから、県では、新年度予算案に、妊娠、出産に影響する疾患の早期発見、早期治療を目的とするプレ妊活健診スタートアップ事業を計上いたしました。

当事業については、令和3年度の特定不妊治療の初回助成を受けた約500組の中で、妻が35歳以上の夫婦が約半数であったこと、また、不妊治療中のカップルを対象とした民間での意識調査では、病院を受診するまでの期間は約3年かかる現状であったことなどから、必要な方が早めに受診や治療につながるよう、まずは法律婚や事実婚を対象としたところでございます。

今後は、市町村と連携しながら事業を展開していく中で、関係者や受検者からの御意見を踏まえ、対象の拡大などを検討していきます。

また、若い女性の痩せや栄養素の摂取量が少ないことが課題とされており、妊娠前からの適切な食生活、中でも摂取不足が胎児に影響をおよぼし得る葉酸を十分に接種することが大事であるというふうに認識しております。

当健診では、受検者に対し、健診結果と併せ、妊娠、出産に関する健康教育を行っていただくこととしており、その際に活用するリーフレットに栄養面に関する内容を盛り込み、広く周知するとともに、必要な方には、市町村と連携し管理栄養士等による栄養指導が受けられる体制づくりにも取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（瘧師富士夫君）三牧知事政策局長。

〔知事政策局長三牧純一郎君登壇〕



○知事政策局長（三牧純一郎君）最後に私から、とやまっ子みらいプラン策定についての御質問にお答えさせていただきます。

とやまっ子みらいプランにつきましては、子育て支援・少子化対策条例に基づく基本方針でございまして、全ての県民が一体となり、子供の笑顔と元気な声があふれる活気ある地域社会の実現に向けた県の総合的な計画でございまして、これまで、5年ごとに新しい計画を策定してきているところでございます。

令和2年3月に策定した現在の計画につきましては、令和6年度を目標年度としておりまして、令和6年度中に計画の改定を行うことから、今回、計画策定のための基礎資料となる意識調査の経費を当初予算に計上させていただいたところでございます。

調査の対象でございしますが、県内在住の30代までの未婚者及び既婚者に対して、郵送のほかウェブによるアンケートを実施することとしており、結婚する意思や現在結婚していない理由など、結婚に対する価値観や希望する子供の数、希望する出産年齢など、出産に対する率直な思い等を把握することとしております。

また、議員の御提案のとおり、結婚に至るまでは、恋愛、異性との交際が必要となることから、恋愛に対する考え方や異性と交際する上での不安などについても聞き取るほか、出会いを求める方法など、コロナ禍における意識や行動についても調査し、次期プランに反映していきたいと考えております。

あわせて、現在、結婚をまだ意識していない若い方に向けてTOYAMATCHなども行っておりますが、そうしたところでも、ぜひ意見を聞いていければと思っております。

そういう意味では、私、中高と男子校だったんですけども、富山

県には男子校、女子校がないと聞いていますので、私よりはそういうチャンスが富山県は多いと思いますが、ぜひそういう方が恋愛にチャレンジできるような、そうしたこともプランに盛り込めるよう検討していきたいと思います。

以上になります。

○副議長（瘡師富士夫君）以上で種部恭子君の質問は終了しました。